

納税の猶予制度について

1 猶予の要件

▼徴収猶予

次の要件のいずれかに該当する事実があり、納税者がその納付・納入すべき町税を一時に納付・納入（以下「納付」という。）することができないと認められるときは、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

- ①財産について震災、風水害、火災その他の災害を受け、または盗難にあったとき
- ②納税者またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
- ③事業を廃止し、または休止したとき
- ④事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤納税者に上記①から④に類する事実があったとき
- ⑥本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

▼申請による換価の猶予

町税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、納付について誠実な意思を有すると認められるときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

2 猶予の申請期限

▼徴収猶予

①から⑤の事由に該当するものについては、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

⑥の事由に該当するものについては、その本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した町税の納期限までに申請してください。

▼申請による換価の猶予

猶予を受けようとする町税の納期限から6か月以内に申請してください。

3 猶予の申請手続

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ①「徴収猶予申請書」または「換価の猶予申請書」
- ②「財産収支状況書」 または「財産目録」および「収支の明細書」
 - ※猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合には「財産収支状況書」
 - 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には「財産目録」および「収支の明細書」
- ③「担保関係書類」
 - ※猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保

を提供する必要がありますが、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・担保として提供することができない特別の事情がある場合

④災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）

4 猶予の効果

▼徴収猶予

- ・新たな督促や差押えなどの滞納処分が行われません。
- ・すでに差押えを受けている場合は、申請により解除される場合があります。
- ・猶予が認められた期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

▼申請による換価の猶予

- ・すでに差押えを受けている財産の換価が猶予されます。
- ・差押えにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある財産については、新たな差押えが猶予（または差押えが解除）される場合があります。
- ・猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

5 申請後の留意点

▼猶予の許可・不許可

提出された書類の内容を審査した後、猶予の許可または不許可を通知します。

猶予が許可された場合は、「猶予許可通知書」に記載された納付計画のとおりになんて納付してください。

▼猶予の取消し

「猶予許可通知書」に記載された納付計画のとおりになんて納付がない場合や、猶予を受けている町税以外に新たに納付すべきこととなった町税が滞納となった場合などには、猶予が取り消される場合があります。

▼猶予期間

猶予を受けられる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く町税を完納することができると認められる期間に限られます。

猶予を受けた町税は、原則として猶予期間中に分割して納付する必要がありますが、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請によって猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。